

## 国見町条例第7号

### 国見町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

国見町消防団設置等に関する条例（昭和44年国見町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第4条第4項」を「第4条第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 機能別団員の定年は、年齢75年とする。

第4条第5項中「前項」を「基本団員」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 消防団員は、基本団員及び機能別団員に区分する。

4 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

5 機能別団員は、特定の消防活動に限定して従事する消防団員とする。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

第17条を削る。

第18条中「消防団員」を「基本団員」に改め、同条を第15条とし、第19条を第16条とし、第20条を第17条とする。

別表第1備考に次のように加える。

備考 機能別団員の定員は、各分団の団員の定員に含むものとする。

別表第2中「第18条」を「第15条」に改め、別表第3中「第19条」を「第16条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。